

事 務 連 絡  
令和 7 年 9 月 30 日

各都道府県医療法人担当課（室） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法施行令及び医療法施行規則における「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の取扱いについて（周知）

令和 6 年 3 月、最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。）に関し、「犯罪被害者」と同性の者は、同法第 5 条第 1 項第 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る」との解釈を示す判決が出されました。

これを踏まえ、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）において、犯給法第 5 条第 1 項第 1 号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定の解釈についても、各条項の規定の趣旨に鑑み、下記のとおり整理しましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1 医療法施行令及び医療法施行規則における対象規定の解釈等

地域医療連携推進法人の認定要件に係る医療法施行令第 5 条の 15 の 2 第 4 号及び医療法施行規則第 39 条の 9 第 1 号並びに社会医療法人の認定要件に係る同規則第 30 条の 35 第 1 号の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（以下「対象規定」という。）には、「同性パートナー」を含むと解するものとする。

対象規定の運用に当たっては、個人の性的指向が当該個人の意思に反して明らかになることがないように、以下の 2 において記載するとおり、個人のプライバシー保護の観点から慎重に行うものとする。

### 2 対象規定に係る運用方法について

対象規定に係る都道府県知事による確認については、従前のとおり、申請法人から提出される資料等をもって行うものことから、当該社員等又は社員等候補者の意思に反して、必要以上の情報を収集することがないように留意されたい。

また、対象規定への抵触が疑われる場合の対応については、異性同士の場合と同性同士

の場合とで基本的にその事実認定の方法や要件が変わることはなく、同性同士の場合も、一般的な要件である、①居住実態に係る事情、②生計の同一・維持の關係に係る事情、③周囲の者の認識に係る事情、を総合考慮して判断するものと考えられるが、以下の点に留意されたい。

ア ①（居住実態に係る事情）については、例えば、対象者に係る「住民票」や「賃貸借契約書」等を確認することが考えられる。対象者が法人に対してこれらの書類の提出を拒んだことにより確認できない場合には、行政庁としては引き続き疑義があるものとして取り扱うことが想定される。

イ ②（生計の同一・維持の關係に係る事情）については、例えば、対象者に係る金銭の送金状況などを確認することが考えられる。同性パートナーの存在が疑われる場合でも、当該情報からはその内容だけで性的指向を推測させるものではないと考えられ（医療法施行令第5条の15の2第5号の「生計を維持する者」、医療法施行規則第30条の35第2号の「生計を維持しているもの」、同条3号の「生計を一にしているもの」又は同規則第39条の9第3号の「生計を一にしているもの」に該当すると判断される可能性も残る。）、対象者が法人等に対してこれらの書類の提出を拒んだことにより確認できない場合には、引き続き疑義があるものとして取り扱うことが想定される。

ウ ③（周囲の者の認識に係る事情）については、報道事実、本人による過去の発言等の明らかな事実がある場合を除き、例えば、対象者の近親者等に申述の事実の有無等を確認することも考えられるが、こうした方法は、本人の性的指向が第三者によってカミングアウトされることにつながるおそれがある。そのため、上記①及び②からは正確な事実確認を行うことができなかった場合に限り、本事項の確認をするものとする。その際、確認の範囲、方法などについては、プライバシー保護の観点に特に留意する。

### 3 その他の規定について

「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について（平成29年9月29日医政支発0929第1号厚生労働省医政局医療経営支援課長通知）」第2の4(1)イ(ホ)の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」についても、上記と同様に取り扱う。

（参照条文）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病

院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

三 財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

四～七 （略）

2・3 （略）

第七十条の三 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一・二 （略）

三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四～十三 （略）

十四 役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ （略）

ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。

ハ （略）

十五～二十一 （略）

2 （略）

○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者）

第五条の十五の二 法第七十条の三第一項第三号に規定する政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該一般社団法人の理事、監事又は職員
- 二 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者
- 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 五・六 （略）

○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

（地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者）

第三十九条の九 法第七十条の三第一項第十四号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二・三 （略）

（医療法人の社員等と特殊の関係がある者）

第三十条の三十五 法第四十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に規定する役員、社員又は評議員（以下「社員等」という。）と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二・三 （略）